

# 桂川町 男女共同参画基本計画

平成28～32年度

概要版

男女が互いを尊重し、  
すべての人が自分らしく輝けるまち“けいせん”



平成28年3月  
桂川町

# 1 計画の策定にあたって

## 男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

## 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行により、今後も労働力人口や消費者数の減少による経済成長力の低下が懸念される中、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会の構築が重要な課題となっています。また、未婚・非婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変容や、地域社会における人間関係の希薄化に加え、グローバル化の進展、失業者や非正規労働者の増加等により、経済的困難に加えて、日常生活の困難や地域社会における孤立など社会生活上の困難を含めた「生活困難」を抱える人が増えています。

これらの諸問題に対応するためには、社会生活と私生活の両面にわたって、男女を問わず一人ひとりの個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本町でも、平成26年10月に制定した「桂川町自治基本条例」第22条第1項で「男女共同参画の推進」を町の基本姿勢として明記するとともに、同条第2項で「男女共同参画の推進に関する事項」を定める条例を制定すると規定しています。

そこで、「（仮称）男女共同参画推進条例」の制定に先立ち、現時点における本町の男女共同参画に関する現状と課題を明らかにし、町全体で男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる町となるよう、その基本的な指針として「桂川町男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

## 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、桂川町の男女共同参画を推進するための基本指針となるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけ、一体的な施策の推進を図ります。

## 計画の期間

この計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画です。

## 2 計画の基本理念

### 男女が互いを尊重し、すべての人が自分らしく輝けるまち“けいせん”

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本町では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いを尊重し、すべての人が自分らしく輝けるまち“けいせん”」をめざします。

## 3 計画の基本目標

上記基本理念を実現するために、町民・事業者・行政がめざすべき社会の姿を描き、3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり



#### めざす姿

- 固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習が見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- 町民は、互いの性や個性を大切にし、一人ひとりの生き方を尊重し合っています。

### 基本目標2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり



#### めざす姿

- 男性も女性も、ともに積極的に子育て・介護・家事などに参画し、喜びも苦勞も分かち合っています。
- 男性も女性も、ともに仕事と家庭・地域生活を両立させ、充実した生活を営んでいます。

### 基本目標3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり



#### めざす姿

- 男性も女性も、ともに企画や方針決定に関わり、大人も子どもも豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 高齢者も健康で生きがいを持って、自立した生活を送るとともに、豊富な知識や経験を活かし、積極的に社会参画しています。

## 4 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標とその施策の基本的方向を掲げます。

### 基本目標 1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

| 重 点 目 標                 | 施策の基本的方向 |                          |
|-------------------------|----------|--------------------------|
| 1 男女共同参画の意識づくり          | (1)      | 意識改革及び社会慣行の見直しの促進        |
|                         | (2)      | 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供 |
| 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | (1)      | 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実  |
|                         | (2)      | 生涯学習における男女共同参画の推進と充実     |
| 3 性の尊重と暴力の根絶            | (1)      | 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援       |
|                         | (2)      | 女性に対するあらゆる暴力の根絶          |

### 基本目標 2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

| 重 点 目 標                         | 施策の基本的方向 |                         |
|---------------------------------|----------|-------------------------|
| 1 仕事と生活の調和<br>(ワーク・ライフ・バランス)の推進 | (1)      | ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発      |
|                                 | (2)      | 子育て・介護環境の整備・充実          |
| 2 家庭における男女共同参画の促進               | (1)      | 家庭における固定的な性別役割分担見直しの促進  |
| 3 働く場における男女共同参画の促進              | (1)      | 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 |
|                                 | (2)      | 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援   |
|                                 | (3)      | 農業や自営業等における女性の就労環境の改善   |

### 基本目標 3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

| 重 点 目 標                   | 施策の基本的方向 |                         |
|---------------------------|----------|-------------------------|
| 1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進 | (1)      | 政策・方針決定過程への女性の参画促進      |
|                           | (2)      | 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進 |
|                           | (3)      | 女性リーダーの育成               |
| 2 地域社会への男女共同参画の促進         | (1)      | 男女協働による地域コミュニティづくり      |
|                           | (2)      | 防災における男女共同参画の促進         |



## 5 計画の取り組みと数値目標

### 基本目標 1 男女が互いに認め合い尊重し合う社会づくり

#### 1. 男女共同参画への意識づくり

「男は仕事、女は家庭」というような、男性と女性の役割を分ける考え方は「性別役割分担意識」といわれます。このような性別役割分担意識に基づく慣習や行動が、男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げています。また、それは同時に、男性にとっても多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

##### 施策の基本的方向

- (1)意識改革及び社会慣行の見直しの促進
- (2)男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供

| 管 理 指 標                            | 現 状      | 目 標      |
|------------------------------------|----------|----------|
|                                    | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」町民の割合 | 45.5%    | 60%      |
| 「男女共同参画社会」という言葉を「内容までよく知っている」町民の割合 | 5.0%     | 50%      |

※管理指標と現状については町民アンケート結果より(以下同じ)

#### 2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

幼い頃からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進します。

また、男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

##### 施策の基本的方向

- (1)学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実
- (2)生涯学習における男女共同参画の推進と充実

| 管 理 指 標                       | 現 状      | 目 標      |
|-------------------------------|----------|----------|
|                               | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 学校の中で男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合 | 49.3%    | 60%      |

#### 3. 性の尊重と暴力の根絶

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援を図ります。

また、その人らしさが尊重され、幸せに暮らせる社会を実現するため、性的指向や性別違和を理由として困難な状況に置かれている人たちの人権に配慮した社会づくりを進めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV<sup>※</sup>）など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった女性の保護体制の充実を図ります。

※DVとは、夫婦・恋人などパートナー等の親密な関係にあるカップルの間でふるわれる暴力のことです。殴る・蹴るなどの身体的なものだけでなく、心理的（罵る、無視するなど）、性的（性行為の強要、避妊への無協力など）、経済的（生活費を渡さないなど）、社会的なもの（行動の制限など）も含まれます。

##### 施策の基本的方向

- (1)性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援
- (2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

| 管 理 指 標                               | 現 状      | 目 標      |
|---------------------------------------|----------|----------|
|                                       | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」男性の割合 | 53.7%    | 80%      |
| 「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった女性の割合 | 13.4%    | 0%       |

## 基本目標 2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり

### 1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)の推進

仕事は生活の基盤であり、自己実現にもつながるものですが、同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものです。それぞれの充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

一人ひとりが充実感を持って生活できる社会を築くため、自らの希望するバランスで多様な活動を展開できるワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

#### 施策の基本的方向

- (1)ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- (2)子育て・介護環境の整備・充実

| 管 理 指 標                                          | 現 状      | 目 標      |
|--------------------------------------------------|----------|----------|
|                                                  | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉や「内容までよく知っている」町民の割合 | 4.4%     | 30%      |
| 町男性職員の育児休暇に関する特別休暇取得率(取得可能日数5日のうち3日以上取得した者の割合)   | 20.0%    | 50%      |

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

### 2. 家庭における男女共同参画の促進

家庭では、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任を共に担うことが大切ですが、多くの家庭では家事・育児等、その大半を女性が担っているのが現状です。

家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画を促進するため、男女共同参画への男性の理解促進や意識改革を図ります。

#### 施策の基本的方向

- (1)家庭における固定的な性別役割分担見直しの促進

| 管 理 指 標                                                      | 現 状      | 目 標      |
|--------------------------------------------------------------|----------|----------|
|                                                              | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 家庭における役割分担「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合    | 48.8%    | 30%      |
| 家庭における役割分担「病人・高齢者の世話(介護)」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した町民の割合 | 53.4%    | 30%      |

### 3. 働く場における男女共同参画の促進

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、少子高齢化・人口減少社会において、労働力の安定的な確保や経済社会の活力の維持からも極めて重要となっています。

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担の見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性活躍推進法に基づき、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援に努めます。

また、農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおける女性の就労環境の改善を図り、男女共同参画を推進します。

#### 施策の基本的方向

- (1)職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- (2)希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援
- (3)農業や自営業等における女性の就労環境の改善

| 管 理 指 標                              | 現 状      | 目 標      |
|--------------------------------------|----------|----------|
|                                      | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う町民の割合 | 36.7%    | 20%      |

## 基本目標 3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり

### 1. 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、女性リーダーの育成と女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

また、事業所や地域活動団体等においても、女性の登用や参画が促進されるよう、啓発と情報提供に努めます。

#### 施策の基本的方向

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進
- (3) 女性リーダーの育成

| 管 理 指 標           | 現 状      | 目 標      |
|-------------------|----------|----------|
|                   | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 町の審議会などの女性委員の割合   | 27.6%    | 40%      |
| 町職員の管理職に占める女性の割合  | 21.4%    | 30%      |
| 区長（自治会長）に占める女性の割合 | 8.3%     | 12%      |

### 2. 地域社会への男女共同参画の促進

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要です。

コミュニティ活動をはじめ、ボランティア活動、環境保全活動など、多様な地域活動への参画に向けた意識啓発を行うとともに、「桂川町地域福祉計画」と連携し、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず誰もが生きがいをもって地域活動に参画できる男女協働によるコミュニティづくりを推進します。

また、防災については、男女のニーズの違いや、障がい者、高齢者など、災害時に困難に直面する人々に配慮すること、また、性別や年齢にかかわらず防災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた対策に取り組みます。

#### 施策の基本的方向

- (1) 男女協働による地域コミュニティづくり
- (2) 防災における男女共同参画の促進

| 管 理 指 標                          | 現 状      | 目 標      |
|----------------------------------|----------|----------|
|                                  | 平成 27 年度 | 平成 32 年度 |
| 地域活動の中で、男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合 | 29.7%    | 50%      |
| 直近 1 年間に地域活動に参加したことが「ある」町民の割合    | 44.7%    | 60%      |
| 女性消防団員の人数                        | 6人       | 10人      |

## 6 計画の推進体制

### 1. 庁内推進体制の充実

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「（仮称）桂川町男女共同参画推進会議」を設置し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

また、町職員一人ひとりに対し、男女共同参画に関する研修や男女共同参画施策を全庁的に推進する中で理解の浸透を図ります。

### 2. 町民・事業者等との連携の推進

桂川町自治基本条例第22条第2項の男女共同参画の推進に関する事項を定める「（仮称）桂川町男女共同参画推進条例」を制定し、町、町民、事業者等の果たすべき役割を明らかにするとともに、その条例に基づき、それぞれがそれぞれの役割を担いながら、男女共同参画を推進することとします。

### 3. 国、県、他市町村との連携及び協力

国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を行います。

### 4. 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について「（仮称）桂川町男女共同参画推進会議」及び「桂川町男女共同参画施策推進協議会」への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、計画及び計画の進捗状況について広く町民に公表します。



#### 桂川町男女共同参画基本計画(概要版)

平成 28 年 3 月

編集・発行 桂川町健康福祉課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

電話：(0948)65-0001 FAX：(0948)65-0078

E-mail：koreisha-josei@town.keisen.lg.jp



王塚古墳

U Z U K A  
K O F U N